

農林水産省木材利用推進計画の実績について（令和4年度実績）

令和6年3月26日

農林水産省

農林水産省では、「農林水産省木材利用推進計画」（平成22年12月策定、令和4年4月最終改定）（以下「推進計画」という。）に基づき、木材利用の拡大に取り組んでいるところであり、今般、推進計画の規定に基づき、令和4年度における取組実績を取りまとめたので、公表する。

なお、令和4年度の取組は最終改訂前の推進計画及び最終改定後の推進計画に基づいた実績を取りまとめたものである。

1 農林水産省及び関係機関の庁舎等の施設

○ 対象施設における実績

新築等における木造化や新築又は模様替えにおける内装等の木質化の実績は、以下のとおりである。

① 木造化

推進計画において積極的に木造化を推進するとされている公共建築物^{注1}の木造化率は、全体では95%、地方農政局、森林管理局、施設等機関等では100%、独立行政法人では67%となった。

区分	新築等数	うち木造化が困難であると判断されるものを除いた数 ^{注2}	うち木造化	木造化率 ^{注3}	木材使用量	うち国産材（国産材率）
農林水産省本省	0	0	0	—	—	—
地方農政局	7	5	5	100%	192.6 m ³	191.9 m ³ (99%)
森林管理局	11	11	11	100%	339.2 m ³	337.5 m ³ (99%)
施設等機関等	1	1	1	100%	233.1 m ³	221.1 m ³ (95%)
独立行政法人	12	3	2	67%	14.2 m ³	0 m ³ (0%)
計	31	20	19	95%	779.1 m ³	750.5 m ³ (96%)

注1：推進計画において積極的に木造化を推進することとされている公共建築物とは、国及び関係機関が整備し令和4年度に完成した公共建築物（新築等）から、コストや技術の面で木造化が困難であるもののほか、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断される施設を除いたもの。

ただし、令和3年度末までに設計に着手しているもの又は基本計画等を公表しているものにあつては、以下を除いた低層の建築物。

- ・建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物
- ・当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断される公共建築物

注2：林野庁・国土交通省の検証チームが、各省各庁において木造化になじまないと判断された施設について、各省各庁にヒアリング等を行い、木造化しなかった理由等について検証した結果（ただし、独立行政法人が整備した施設は、林野庁が、独立行政法人において木造化になじまないと判断された施設について、木造化しなかった理由等を精査した結果。）。

注3：木造化されなかった公共建築物のうち、木造化が困難であったと判断されるものについては木造化の率算定の対象外としている。



関東農政局三方原用水二期農業水利事業所中央管理所（静岡県浜松市）※静岡県産木材等を活用



中部森林管理局森林技術・支援センター（岐阜県下呂市）※岐阜県産材等を活用

② 内装等の木質化

木質化率は、全体では 69%、地方農政局では 78%、森林管理局、施設機関等では 100%、独立行政法人では 21%となった。

区分	新築等又は模様替え数	うち内装等の木質化 ^{注1}	木質化率	木材使用量	うち国産材(国産材率)
農林水産省本省	0	0	—	—	—
地方農政局	9	7	78%	198.5 m ³	197.2 m ³ (99%)
森林管理局	15	15	100%	404.1 m ³	374.2 m ³ (93%)
施設等機関等	1	1	100%	233.1 m ³	221.1 m ³ (95%)
独立行政法人	14	4	29%	25.5 m ³	3.3 m ³ (13%)
計	39	27	69%	861.2 m ³	795.8 m ³ (93%)

注1：施設を新築等により木造化したものは、内装等の木質化をしたものとしてカウントしている。



近畿中国森林管理局島根森林管理署
(島根県松江市) ※島根県産材を活用



関東農政局手賀沼農地防災事務所
(千葉県印西市) ※栃木県産材を活用

2 農林水産省関係補助事業における建築物等の施設

○ 補助対象施設における実績

補助対象施設における木造化や内装等の木質化の実績は、以下のとおりである。

① 木造化

推進計画において積極的に木造化を推進するとされている補助対象施設^{注1}における木造化率は、全体で82%となった。

区分	新築等数	うち木造化が困難であると判断されるものを除いた数 ^{注2}	うち木造化	木造化率 ^{注3}	木材使用量	うち国産材(国産材率)
畜産局	17	0	0	—	—	—
農村振興局	12	9	7	78%	994 m ³	865 m ³ (87%)
林野庁	24	13	11	85%	2,493 m ³	2,410 m ³ (97%)
水産庁	0	0	0	—	—	—
計	53	22	18	82%	3,487 m ³	3,275 m ³ (94%)

注1：推進計画において積極的に木造化を推進することとされている補助対象施設とは、補助事業の実施主体が整備し令和4年度に完成した補助対象施設から、コストや技術の面で木造化が困難であるもののほか、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断される施設を除いたもの。

ただし、令和3年度末までに設計に着手しているもの又は基本計画等を公表しているものにあつては、以下を除いた低層の建築物。

- ・建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物
- ・当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断される公共建築物

注2：林野庁が、補助事業の実施主体において木造化になじまないと判断された施設について、木造化しなかった理由等を精査した結果。

注3：木造化されなかった補助対象施設のうち、木造化が困難であったと判断されるものについては木造化率算定の対象外としている。

③ 内装等の木質化

補助対象施設における木質化率は、全体で76%となった。

区分	新築等又は模様替え数 ^{注1}	うち内装等の木質化 ^{注2}	木質化率	木材使用量	うち国産材 (国産材率)
畜産局	0	0	—	—	—
農村振興局	12	8	67%	1,003 m ³	874 m ³ (87%)
林野庁	13	11	85%	2,493 m ³	2,410 m ³ (97%)
水産庁	0	0	—	—	—
計	25	19	76%	3,496 m ³	3,284 m ³ (94%)

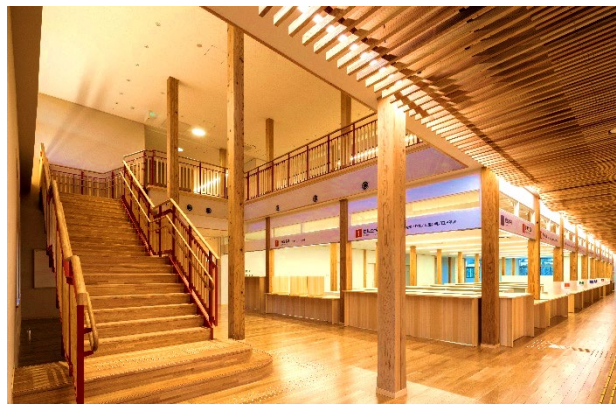
注1：ビニールハウス等の内装等の木質化が困難な施設を除く。

注2：施設を新築等により木造化したものは、内装等の木質化をしたものとしてカウントしている。

【木造化・内装等の木質化事例】



枝幸町認定こども園(北海道枝幸町)
[林業・木材産業成長産業化促進対策交付金]
※北海道産材等を活用



小鹿野町役場(埼玉県小鹿野町)
[林業・木材産業成長産業化促進対策交付金]
※埼玉県産材等を活用



まきのさんの道の駅(高知県佐川町)
[農山漁村振興交付金]
※高知県産材等を活用



キトウシ保養施設(北海道東川町)
[農山漁村振興交付金]
※北海道産材等を活用

写真提供：Kotaro Imada

3 農林水産省関係公共土木工事における工作物及び施設

○ 公共土木工事における実績

事業における木材の使用量や工作物及び施設の木製の割合の実績は、以下のとおりである。

※都道府県への補助事業を含む（地方単独事業は含まない）。

① 事業における木材の使用量

木材の使用量の基準値（平成30年度～令和2年度に実施した工事費1億円当たりの木材使用量の平均）に対する倍率は、全体では0.8倍、畜産局では0.1倍、農村振興局では0.7倍、林野庁では0.7倍、水産庁では2.8倍となった。

部局	木材使用量 (m ³) (A)	工事費総額 (億円) (B)	工事費1億円当たりの 木材使用量(m ³) (C)=(A)/(B)	基準値 (m ³) (D)	(C) / (D)
畜産局	4	0.3	13	100	0.1
農村振興局	104,702	3,913	27	38	0.7
林野庁	90,548	1,931	46	62	0.7
水産庁	261	187	1.4	0.5	2.8
計	195,515	6,032	32	43	0.8

② 工作物及び施設の木製の割合

(ア) 柵工

木製の割合は、全体では80%、畜産局では15%、農村振興局では100%、林野庁では98%、水産庁では0%となった。

部局	施工量 (m)	うち木製 (m)	木製の割合	木材使用量 (m ³)
畜産局	9,752	1,470	15%	5
農村振興局	1,440	1,440	100%	43
林野庁	32,027	31,533	98%	2,491
水産庁	87	0	0%	0
計	43,306	34,443	80%	2,538



隔障物柵工（北海道芽室町）
[草地畜産基盤整備事業]



防風柵（福岡県遠賀郡岡垣町）
[国有林治山事業]

(イ) 残存型枠

木製の割合は、全体では96%、農村振興局で100%、林野庁で96%となった。

部局	施工量 (基)	うち木製	木製の割合	木材使用量 (m ³)
畜産局	0	0	—	—
農村振興局	14	14	100%	1
林野庁	1,310	1,259	96%	28,202
水産庁	0	0	—	—
計	1,324	1,273	96%	28,202



丸太材残存型枠 (福島県福島市)
[国有林治山事業]



パネル式残存型枠 (山形県最上郡戸沢村)
[国有林治山事業]

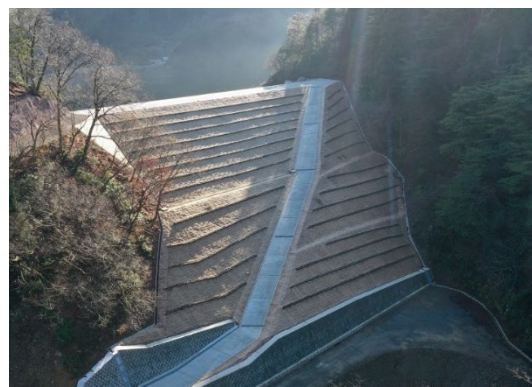
(ウ) 筋工

木製の割合は、全体では99%、農村振興局では100%、林野庁では99%となった。

部局	施工量 (m)	うち木製	木製の割合	木材使用量 (m ³)
畜産局	0	0	—	—
農村振興局	3,724	3,724	100%	34
林野庁	90,804	90,043	99%	3,984
水産庁	0	0	—	—
計	94,528	93,767	99%	4,018



丸太筋工 (奈良県吉野郡十津川村)
[民有林直轄治山事業]



丸太筋工 (滋賀県高島市)
[県営農地防災事業]

(エ) 標識工

木製の割合は、全体では93%、農村振興局では91%、林野庁では98%、水産庁では83%となった。

部局	施工量 (枚)	うち木製	木製の割合	木材使用量 (m ³)
畜産局	0	0	—	—
農村振興局	2,946	2,691	91%	171
林野庁	3,458	3,395	98%	840
水産庁	1,212	1,011	83%	261
計	7,616	7,097	93%	1,271



工事標識 (新潟県妙高市)
[国有林治山事業]



標識工 (宮城県栗原市)
[農地整備事業]

(オ) 視線誘導標

木製の割合は、全体で99%、林野庁では100%、水産庁では0%となった。

部局	施工量 (個)	うち木製	木製の割合	木材使用量 (m ³)
畜産局	0	0	—	—
農村振興局	0	0	—	—
林野庁	928	928	100%	45
水産庁	6	0	0%	0
計	934	928	99%	45



視線誘導標 (群馬県利根郡川場村)
[国有林林道事業]



視線誘導標 (青森県五所川原市)
[国有林林道事業]

4 農林水産省及び関係機関における備品及び消耗品

○ 対象物品における実績

備品における木製品の割合、消耗品における間伐材及び合法伐採木材を使用したものの割合の実績は、以下のとおりである。

① 事務机

木製品の割合は、全体では 41%、林野庁では 100%、林野庁以外の本省では 11%、地方農政局では 32%、森林管理局では 94%、施設等機関等では 3%となった。

部局	導入数 (個)	うち木製品 (個)	木製品の割合	その他の製品 (個)
林野庁	9	9	100%	0
林野庁以外の本省	18	2	11%	16
地方農政局	137	44	32%	93
森林管理局	47	44	94%	3
施設等機関等	30	1	3%	29
計	241	100	41%	141

注：木製品は、合法伐採木材又は間伐材を使用したものを調達している。

② 会議机

木製品の割合は、全体では 28%、林野庁では 100%、林野庁以外の本省では 8%、地方農政局では 6%、森林管理局では 46%、施設等機関等では 20%となった。

部局	導入数 (個)	うち木製品 (個)	木製品の割合	その他の製品 (個)
林野庁	6	6	100%	0
林野庁以外の本省	25	2	8%	23
地方農政局	33	2	6%	31
森林管理局	48	22	46%	26
施設等機関等	5	1	20%	4
計	117	33	28%	84

注：木製品は、合法伐採木材又は間伐材を使用したものを調達している。

③ 書棚

木製品の割合は、全体では 28%、林野庁では 100%、林野庁以外の本省では 67%、地方農政局では 0%、森林管理局では 75%、施設等機関等では 29%となった。

部局	導入数 (個)	うち木製品 (個)	木製品の割合	その他の製品 (個)
林野庁	13	13	100%	0
林野庁以外の本省	3	2	67%	1
地方農政局	64	0	0%	64
森林管理局	16	12	75%	4
施設等機関等	7	2	29%	5
計	103	29	28%	74

注：木製品は、合法伐採木材又は間伐材を使用したものを調達している。

④ コピー用紙

間伐材を使用したものの割合は、全体では 98%、林野庁、林野庁以外の本省、地方農政局、森林管理局では 100%、施設等機関等では 64%となった。

部局	導入数 (枚)	うち間伐材を使用したもの (枚)	間伐材を使用したものの割合	その他の製品 (枚)
林野庁	7,799,500	7,799,500	100%	0
林野庁以外の本省	60,522,000	60,520,500	100%	1,500
地方農政局	99,878,093	99,877,593	100%	500
森林管理局	46,338,579	46,338,579	100%	0
施設等機関等	13,418,750	8,600,000	64%	4,818,750
計	227,956,922	223,136,172	98%	4,820,750



間伐材を使用した製品 (コピー用紙)

⑤ 業務用茶封筒

合法伐採木材等を使用したものの割合は、各部局において 100%となった。

部局	導入数 (枚)	うち合法伐採木材等を使用したもの (枚)	合法伐採木材等を使用したものの割合	その他の製品 (枚)
林野庁	20,540	20,540	100%	0
林野庁以外の本省	228,290	228,290	100%	0
地方農政局	491,296	489,596	100%	1,700
森林管理局	223,945	223,945	100%	0
施設等機関等	51,910	51,910	100%	0
計	1,015,981	1,014,281	100%	1,700

⑥ 名刺用紙

合法伐採木材等を使用したものの割合は、全体では 100%、林野庁、林野庁以外の本省及び森林管理局では 100%、地方農政局では 99%、施設等機関では 93%となった。

部局	導入数 (枚)	うち合法伐採木材等を使用したもの (枚)	合法伐採木材等を使用したものの割合	その他の製品 (枚)
林野庁	11,000	11,000	100%	0
林野庁以外の本省	673,530	673,530	100%	0
地方農政局	102,570	101,120	99%	1,450
森林管理局	76,560	76,560	100%	0
施設等機関等	8,440	7,860	93%	580
計	872,100	870,070	100%	2,030

⑦ フラットファイル

合法伐採木材等を使用したものの割合は、全体では 99%、林野庁、林野庁以外の本省、地方農政局及び森林管理局では 100%、施設等機関等では 84%となった。

部局	導入数 (枚)	うち合法伐採木材等 を使用したもの (枚)	合法伐採木材等 を使用したものの割合	その他の製品 (枚)
林野庁	3,875	3,875	100%	0
林野庁以外の本省	27,845	27,845	100%	0
地方農政局	102,885	102,615	100%	270
森林管理局	93,164	93,164	100%	0
施設等機関等	9,945	8,333	84%	1,612
計	237,714	235,832	99%	1,882



間伐材を使用した製品 (フラットファイル)

⑧ チューブファイル

合法伐採木材等を使用したものの割合は、全体では 95%、林野庁、地方農政局、森林管理局では 100%、林野庁以外の本省では 81%、施設等機関等では 98%となった。

部局	導入数 (冊)	うち合法伐採木材等 を使用したもの (冊)	合法伐採木材等 を使用したものの割合	その他の製品 (冊)
林野庁	400	400	100%	0
林野庁以外の本省	5,768	4,681	81%	1,087
地方農政局	8,821	8,778	100%	43
森林管理局	8,820	8,820	100%	0
施設等機関等	1,189	1,162	98%	27
計	24,998	23,841	95%	1,157

⑨ 印刷物

合法伐採木材等を使用したものの割合は、全体では 82%、林野庁、地方農政局、施設機関等では 100%、林野庁以外の本省では 73%、森林管理局では 0%となった。

部局	導入数 (部)	うち合法伐採木材等 を使用したもの (部)	合法伐採木材等 を使用したものの割合	その他の製品 (部)
林野庁	107,912	107,912	100%	0
林野庁以外の本省	2,527,222	1,840,618	73%	686,604
地方農政局	626,178	625,878	100%	300
森林管理局	4,009	9	0%	4,000
施設等機関等	518,922	518,922	100%	0
計	3,784,243	3,093,339	82%	690,904

⑩ 各種会議における飲料

間伐材を使った飲料用紙製缶（カートカン）を使用したものの割合は、全体では73%、林野庁では85%、林野庁以外の本省では68%、地方農政局では6%、森林管理局では98%、施設等機関等では83%となった。

部局	導入数（本）	うち間伐材を使用したもの（本）	間伐材を使用したものの割合	その他の製品（本）
林野庁	416	354	85%	62
林野庁以外の本省	4,089	2,768	68%	1,321
地方農政局	978	60	6%	918
森林管理局	3,157	3,085	98%	72
施設等機関等	567	472	83%	95
計	9,207	6,739	73%	2,468



間伐材を使用した製品（カートカン）

5 木材利用の推進のために必要な取組と実績

項目	具体的取組
需要サイドのニーズに対応した供給体制の整備	<p>大口の需要者への円滑な木材供給を図るため、木材業者の連携等による乾燥材、針葉樹合板、集成材、丸棒製品等に加え、木質耐火部材やC L T等の新たな木質部材の安定供給を促進する。</p> <p>(実績)</p> <p>需要に応じた品質・数量の地域材を安定的・効率的に供給する体制の構築を図るため、原木供給可能量の拡大、協定取引の推進、原木の受入規格の調査の実施等を含めた構想の実現等に向け、民有林と国有林が連携した協議会を設置。また、各森林管理局において、国産材の需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む合板・集成材工場等と協定を締結し、それに基づいて間伐材等の国有林材を安定的に供給するシステム販売を実施。</p> <p>また、地域材を利用した木材製品の安定的・持続可能な供給体制の構築や木材産業の競争力強化に資する木材加工流通施設の整備を支援。</p> <p>木質耐火部材やC L T等の新たな木質部材の安定供給・利用拡大を図るため、建築実証等を通じた普及に支援。</p> <p>新たな技術開発の成果も踏まえながら、木材製品の規格化及び</p>

	<p>規格の合理化の推進等により木材の調達の容易化を図る。</p> <p>(実 績)</p> <p>J A S 構造材の利用促進を図るため、J A S の規格の合理化を推進するほか、J A S 構造材の供給又は活用の拡大等に意欲を有する事業者の登録・公表の取組を支援するとともに、J A S 構造材を活用して実証的に建築した場合、J A S 構造材の調達費の一部を支援する取組を実施。</p>
木材需給のマッチングに向けた取組	<p>国産材の安定供給体制の構築に向けた需給情報連絡協議会等において木材需給に係る情報共有を促進し、木材需給のマッチングを図る。</p> <p>(実 績)</p> <p>国産材の安定供給体制の構築に向けて、中央及び7地区需給情報連絡協議会を開催し、川上から川下までの関係者による木材及び苗木等の需給情報の収集、共有を支援。</p>
合法木材等に関する普及促進	<p>合法木材等についての情報提供やデジタル技術による合法性確認の効率化等を通じて、合法木材等の普及促進を図る。</p> <p>(実 績)</p> <p>全国及び都道府県レベルの協議会による合法伐採木材等の流通・利用の促進を目的とした普及啓発活動を支援するとともに、デジタル技術を活用して流通木材の合法性を確認できるよう、必要なシステム構築のための調査等を実施。</p>
木材利用に係る技術開発	<p>需要者ニーズに対応しつつ、木材の特性を活かした加工技術の開発、新商品の開発等の取組を推進する。</p> <p>施設の内外装や執務室に用いる什器等の製品について、関連事業者の低コスト製品の開発・普及の取組を推進する。</p> <p>(実 績)</p> <p>中高層建築物等におけるC L Tや木質耐火部材等の利用拡大に向けた技術開発等を支援するとともに、製材需要の創出に向けた技術開発等を支援。</p> <p>事業者等による製品開発の促進のため、優れた木製品等を消費者目線で表彰するウッドデザイン賞受賞作品の広報等を支援。</p>
木造化及び内装等の木質化の効果等の普及	<p>木造建築物の炭素固定効果や木材製造時のライフサイクル・アセスメント(L C A)の検討等により、脱炭素社会を実現する上での木材利用の効果を普及する。</p> <p>内装等の木質化による生産性向上等の木材利用による効果を実証し普及する。</p> <p>(実 績)</p>

	<p>国際規格に基づくLCAの手法を用いて、製材に係る原単位（製造時の単位量当たりの二酸化炭素排出量）の設定に向けた調査を実施。</p> <p>実証事業において、CLT建築物とRC造等他工法との建築コストの比較を実施。また、建築物への木材利用による生産性向上等の木材利用による効果の実証を支援するとともに、その成果を官民協議会「ウッド・チェンジ協議会」の場などで広く発信。</p>
<p>土木分野における木材利用の促進</p>	<p>地盤改良用木杭等の資材やコンクリート用型枠等の仮設材の全国的な活用等を通じて土木分野における木材利用を促進する。</p> <p>(実績)</p> <p>各都道府県及び各森林管理局に対し、林野公共事業における木材利用の更なる推進を依頼するとともに、全国の林野公共事業における木材利用の事例をとりまとめた事例集を配布し、木材利用の推進を支援。</p> <p>木製構造物の設計価格の積算に必要な標準歩掛等の追加を行い、木製構造物の採用及び施工を促進する。</p> <p>(実績)</p> <p>林野公共事業における木製構造物に関する歩掛等を公表して活用を促進。（木製構造物の施工歩掛は、標準歩掛 42 工法、暫定歩掛 178 工法）</p>
<p>木材利用推進に関する人材育成</p>	<p>耐火建築物等への木材利用を促進するため、木材を利用した建築物に携わることができる設計者等を育成する。</p> <p>(実績)</p> <p>CLTを含めた中大規模建築物の木造化・木質化に必要な知見を有する設計者・施工者等を育成するため、セミナーや情報発信等の取組を支援。</p>
<p>木造化等に関する情報の収集・提供</p>	<p>一般流通部材を活用する等して低コスト化を図った施設や、メンテナンス性の向上に配慮した施設等の優良事例に関する情報を収集し、適切な手段を用いて的確に提供する。</p> <p>(実績)</p> <p>価格・品質競争力を持つ一般流通部材を活用した低層非住宅・中大規模木造建築物について、木造化等に関する情報の普及活動を支援。</p>
<p>木材利用推進に関する具体的な説明の実施</p>	<p>関係部局の土木工事の担当者等を対象とした、木材を利用する設計、施工に係る実践的、実務的な講習会の開催等を行う。</p> <p>(実績)</p> <p>各森林管理局及び都道府県的设计・積算等担当者を対象に設</p>

	<p>計・積算等説明会を開催し、木製構造物に関する歩掛等について説明・周知するとともに、木材利用推進の取組を依頼。</p>
	<p>森林管理局及び森林管理署が、地方農政局等の農林水産省の地方出先機関や関係機関に対し、木材の調達方法等木材利用推進に関する事例の提供や具体的な説明を行う。</p> <p>(実績) 各森林管理局が都道府県の協議会等と連携し、国の機関や地方公共団体に対して、木材の利用拡大に関する要請活動を実施。</p>
	<p>森林管理局及び森林管理署が、必要に応じて地方段階の都道府県の担当者会議等の場において、都道府県の林務担当部局と連携・協力し、木材の調達方法等木材利用推進に関する具体的な説明を行う。</p> <p>(実績) 森林管理局及び森林管理署等が都道府県や市町村等の関係機関に対し、各種会議や協議会、意見交換等の機会に木材利用拡大に関する具体的な説明や市町村における木材利用推進方針の作成等を要請。</p>
	<p>独立行政法人を対象とした会議等の場において、木材の調達方法等木材利用推進に関する具体的な説明を行う。</p> <p>(実績) 国立研究開発法人森林研究・整備機構を対象とした木材関係研究調整会議において、都市（まち）の木造化推進法に基づく施策等の説明を実施。</p>
<p>木材利用促進のための技術的支援の促進</p>	<p>農林水産省関係補助事業対象施設の木造化、内装等の木質化等を一層推進するため、民間団体等による技術的な支援を促進する。</p> <p>(実績) 民間団体による地域への専門家派遣や相談窓口の設置、地域での取組を分析・普及する取組等を支援。</p>

6 今後の取組

- 農林水産省及び関係機関は、推進計画に基づき、自らが整備する公共建築物等において率先した木材利用に取り組むとともに、木材利用促進本部の関係省とも連携し、民間建築物を含む建築物一般での木材利用の取組を牽引していく。
- 農林水産省及び関係機関は、庁舎のリノベーションやオフィスレイアウト変更に当たって、積極的に内装等の木質化や木製品の導入を推進する。
- 農林水産省及び関係機関は、公共建築物のみならず民間建築物での木材利用の促進に資す

るよう、自らが整備する公共建築物での木材利用の取組や木材利用の意義等について、積極的な情報発信を行う。

- 農林水産省及び関係機関は、木材の利用がコストや技術の面で対応し難いと思われる場合、自らのみで判断することなく、農林水産省木材利用促進連絡会議事務局（林野庁林政部木材利用課）に相談して対応する。
- 農林水産省の補助事業で整備される独立行政法人の施設について、推進計画に基づき木造化・木質化が図られるよう、農林水産省の当該補助事業等の担当部局は、働きかけを行う。
- 農林水産省及び関係機関の契約担当部局は、単価契約の物品に必ず「合法伐採木材等を使用した製品」等を入れる。
- 林野庁は、農林水産省内及び関係機関に対し、様々な場を活用し、木材利用の意義、必要性を周知徹底する。
- 林野庁は、木材・木製品の利用事例、地域材を活用した公共建築物の優良事例、木造化のコスト分析結果や新たな技術開発成果について、農林水産省及び関係機関に対し積極的に情報開示を行いつつ、庁舎内等での木材利用を推進する。
- 林野庁は、農林水産省及び関係機関の取組の不十分な組織等に対して、事情を聴取したうえで、必要な改善策の検討・実施を求める。
- 林野庁は、合法伐採木材等を利用する業者、業界に対して、コスト低減、ニーズに合った製品づくり・供給を働きかける。また、各組織に対して製品等の情報提供を積極的に行う。